

ビジョン案に対する意見募集の結果について(報告)

1 実施概要

- 募集期間:令和 7 年 12 月 22 日(月)~令和 8 年 1 月 21 日(水)
- 提出方法:郵送、窓口持参、ファックス、メール、堺市電子申請システム
- 閲覧・配布場所:市政情報センター、東区役所市政情報コーナー、堺市立東図書館、堺市立東図書館初芝分館、堺市立東文化会館、堺市立初芝体育館、東区役所企画総務課、市 HP

2 意見と本市の考え方

意見総数:6 件 本市の考え方については関係局と調整の上、作成

意見	本市の考え方
東区内に小中の支援学校を開設することや、堺市内に高等部の支援学校を開設することを検討してほしい。	市立支援学校全体のあり方については、児童生徒数の推移を見極めた上で整備の計画の必要性を含め検討を進めます。市立支援学校高等部の設置については、専門的な教育内容や施設整備、人材確保など多くの要素を満たす必要があり、特別支援教育における大阪府教育委員会との役割分担等も踏まえ慎重に検討する必要があると考えています。今後も大阪府教育委員会などの関係機関と連携し、知的障害のある子どもたちが個々の希望に応じて多様な進路を選択することができるよう取り組みます。いただいたご意見は今後の市政運営の参考とさせていただきます。
悪徳な不動産業者や建設業者などを処罰できる堺市独自の条例を制定してほしい。	宅地建物取引業者や建設業者の指導・監督、違反行為に対する処分は、国または大阪府が所管しており、堺市独自で不動産業者や建設業者を処罰する条例を制定することは法令上の権限の範囲外となります。いただいたご意見は今後の市政運営の参考とさせていただきます。
路上喫煙やポイ捨てを禁止する条例を制定してほしい。	本市では「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」(平成 21 年施行)に基づき、公共の場所(道路、広場、公園等)において喫煙をしないように努力義務を課し、吸い殻や空き缶、紙くず等のポイ捨てを禁止しています。本条例では「路上喫煙等禁止区域」を指定して、区域内に指定喫煙所を4か所設置しています。また「堺市路上喫煙等マナー向上に関する要綱」(平成 26 年施行)に基づき、「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」を指定し、各区域に指定喫煙所を設置しています。本市では喫煙者のマナーやモラルの向上が最重要と考えており、今後も路上喫煙やポイ捨ての防止に向け、主要駅前での啓発看板の設置や様々な広報媒体を活用した啓発活動に粘り強く取り組みます。
東区内には警察署がないため、地域安全のために東区内に警察署を設置してほしい。	警察署の新設については、大阪府警察において判断されます。いただいたご意見は、大阪府警察にお伝えします。区としても引き続き大阪府警察をはじめ地域の皆様とも連携し、安全・安心なまちに向けて取り組みます。
歩行者自転車専用道路に進入する車両の取り締まりを強化し、また歩行者自転車専用道路の設定の必要性を精査すべき。	歩行者・自転車専用道路の安全確保は重要な課題と認識しており、警察の許可を得ていない車両や通行許可証を掲示していない車両が通行している場合には管轄する警察署に情報を共有し、巡回や指導、法令遵守の周知徹底の実施を申し入れます。また歩行者・自転車専用道路の規制の継続や時間指定・休日解除については地域の要望に応じて適切に対応します。今後も安全で快適な通行環境の確保に努めます。
大阪都構想についての考え方についてビジョンで示すべき。	いわゆる大阪都構想は、大都市特別区設置法に基づき、大阪市を廃止、分割して特別区を設置し、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にし、広域機能を大阪府に一元化する新たな大都市制度と認識しています。政令指定都市に移行して 20 年の節目を迎える本市では、効果的かつ効率的な区行政を推進しており、これまでもこの議論には入っていません。